

# 指導監査等の概要について

## ▼指導監査等の種別

「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日 三府省通知)」により、3つに分類される。

### (1) 施設監査(各施設及び事業に対する認可制度等に基づく指導監査)

施設・事業	根拠法	監査指針	実施主体
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (=認定こども園法)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について (平成27年12月7日付三府省通知)	市
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)	学校教育法	従前の取り扱いと同様、監査方針等は、必要に応じて、各都道府県が判断	県
保育所 (保育所型認定こども園を含む)	児童福祉法	児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日厚生省通知)	市
家庭的保育事業等 (小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問型)	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について (平成27年12月24日厚労省通知)	市

※幼保連携型以外の認定こども園は、認定こども園としての認定基準の遵守状況を実地調査等で確認。

# 指導監査等の概要について

## (2) 確認監査(各施設及び事業に対する確認制度に基づく指導監査)

- ① 集団指導: 主に、新たに(概ね1年以内に)確認を受けた特定教育・保育施設等を対象とし、講習等による方法で実施
- ② 実地指導: 主に、すべての特定教育・保育施設等を対象とし、施設で実施
  - ※ 実地指導中、著しい運営基準違反が確認され、利用児童の生命、安全等に危害を及ぼす場合、給付費等の請求に不正等がある場合には、監査へ変更。

～参考～

※ 特定教育・保育施設: 施設型給付(保育所は委託費)を受ける施設(認定こども園、保育所、新制度の幼稚園)

※ 特定地域型保育事業者: 地域型保育給付を受ける事業者

参照条文・・・子ども・子育て支援法第7条第4項～第9項並びに第27条第1項、第29条第1項

施設・事業	根拠法	監査指針
特定教育・保育施設 特定地域型保育事業者	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定・教育保育施設等の指導監査について (平成27年12月7日付三府省通知)

## (3) 検査(各施設設置者及び事業者に対する業務管理体制の整備に関する検査)

施設・事業	根拠法	監査指針
特定教育・保育施設設置者 特定地域型保育事業者	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定・教育保育の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について (平成28年2月15日付内閣府通知)

# 指導監査等の概要について

## ▼施設別の指導監査等及び担当課

施設・事業	施設監査		確認監査	検査(※4)
	労務・会計関係	設備基準等		
幼保連携型認定こども園	保健福祉政策課 (※1)	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課
幼稚園(私学助成園を除く) (幼稚園型認定こども園を含む)			保育・幼稚園課	保育・幼稚園課
保育所 (保育所型認定こども園を含む)	保健福祉政策課 (保育所型認定こども園※1)	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課
家庭的保育事業等 (小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問型)	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課
地方裁量型認定こども園(※2)	保育・幼稚園課 (※1)	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課

※1: 幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人の監査(=外部監査)を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については省略することができる。

※2: 地方裁量型認定こども園は、認可外保育施設の位置づけであるため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日厚労省通知)」に基づき施設監査(=立入調査)を実施する。

※3: 児童福祉法第6条の3第7項で規定される「一時預かり事業」を実施している施設及び事業については、市との委託契約を行っていることから、同契約の確認として、施設及び確認監査の際に同時に状況を確認する。

※4: 子ども・子育て支援法第55条第2項の規定により松山市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者のみ検査の対象となる。